

平成28年12月8日（木）

日程第38 議案第23号 訴訟の提起について

○議長（中本正人君）日程第38 議案第23号 訴訟の提起について を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）それでは、本日追加提案させていただきました議案について、ご説明申し上げます。

今回追加提案させていただきました議案第23号は、訴訟の提起についてでございます。

これは、橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業に関し、相手方と付換地の売買契約が成立しているにもかかわらず、期限までに売買代金の支払いがないため、売買代金の請求訴訟を提起するものでございます。

以上、議案1件についてご説明申し上げます。

本議案は12月議会に当初議案提案後、確定した事案でございますので、今回追加提案させていただきました。

議員各位にはよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中本正人君）市長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）今までこうなった経緯と、それから平米数、それから場所、それから訴訟を起こすための弁護士費用等々かかってくると思うんですが、それに対するどれぐ

らいかかるんかということと、その3点お願いします。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）まず、経緯の方からご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、区画整理事業におきましては、事業当初に仮換地の指定を行うわけでございますけれども、その段階で道路に囲まれた画地といえますか、街区ということで、その中の権利者の方で協議をしていただいて、仮換地を決めていくということになるわけでございますけれども、その街区の中に市の事業用地なりがある場合には、権利者の間で協議をしていただいて、協議が整いましたら付換地ということで買っていただくという形をとっております。

その話し合いができますと、まず最初に付換地の買受申込書ということを権利者の方から出していただいて、その後、造成工事を行います。造成工事が終わりました、土地の面積等が決定しました段階で、決定通知とか、それから価格の通知書を送るという形になっております。

それに対してお支払いの請求をしたわけですが、応じていただけなかったところで、今回訴訟の提案をさせていただいたということでございます。

平米数ですけれども、付換地の面積は24㎡でございます。それから、場所については国道24号線と紀の川の間でございます、いわゆる紀の川ゾーンと呼ばれるところの一角でございます。弁護士の費用のほうでございますけれども、申しわけございません、ちょっと今の段階のところ確認がとれてございませんの

で、後ほど答弁をさせていただきたいと思えます。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）弁護士の費用につきまして、一応訴訟を起こしておりますものに対しまして、手付金、それから報酬ということで約24%かかるということでございまして、今回の訴訟の24%ということで、58万7,520円を予定しております。

○議長（中本正人君）17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）私、これなぜ聞くかといいますと、部長、今回これ1件出てきましたけど、区画整理について、整備事業について、これからちゃんと整理していかんと思うんですけども、こういう問題が再三にわたって出てくる可能性があるんかないんか。

その辺は、これ1件で、もう後はないかということも聞いておきたいということで、要するにこの問題については、区画整理していく上でいろいろ相手方もあることですので、それはあっても仕方がないということにも、道路つけていったりすれば、そういう強制執行もかけなるときもあるし、それはよく理解してるんですけど、特に、この土地区画整理事業の中では、そういったものが問題化してくるかなという、そういうところ、場所というのは、今のところは伺えるというか、ほとんどもうこれで終わりになるんかということ、ちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）事業当初から、この付換地の売却というのは行ってきたわけでございますけれども、これまでで件数としては36件ございました。これについては今まで問題なく購入をいただいているという状況でございます。

あと残っておりますのが、本件を含めまして2件ということなんですけれども、今回の事

例がはじめてでございまして、現状としてはそういうことになっております。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

11番 田中君。

○11番（田中博晃君）もうちょっと詳しく教えてほしいんですけども、訴訟に至る背景、経緯、時系列で、この付換地の売買契約がいつやって、その後、こういった感じで支払いに対して督促なりを行ってきて、あかんかったんで今回訴訟に踏み切ったという、そこ、時系列でちょっと教えてください。わかる範囲で構いませんので。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）まず、最初にこの付換地の協議が整いまして、権利者の方から付換地の買受の申込書をいただいたのが平成21年の7月でございます。その後、造成工事をいたしまして、その工事が完了しましたのが平成24年の10月ということでございます。その段階で所有権が開始したということで、そのタイミングで、この付換地等の売却の決定通知書、それから、付換地等の売却価格の通知書というのを平成24年の11月に発送をいたしております。その後、お支払いがなかったということで、直接訪問それから電話等でも再三にわたりましてお支払いの協議をさせていただいたところでございますけれども、進展がございませんでした。それで、最終は28年の9月の7日ですけども、最後の通告ということで、期限を切ってお支払いの文書送付もさせていただいたわけでございますけれども、支払いがなかったということで今回の提起に至ったということでございます。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）契約を解除するという選択肢はなかったんですか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長(塙 隆君)付換地については、そういった契約のもとに、土地の配置についても仮換地の中に組み込んだ形での指定を行っておりますので、なかなかその分を解除ということになりますと、市といたしましても、どう言ったらいいんでしょうか、小さな宅地が残ってしまうということになりますので、基本買っていただくと、購入していただくと、約束どおり購入していただくということで話をさせていただいております。

○議長(中本正人君)ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第23号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)討論がないようですので、

討論を終結いたします。

これより議案第23号 訴訟の提起についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(中本正人君)以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明12月9日から12月15日までの7日間は委員会審査等のため休会とし、12月16日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後2時48分 散会)